

誓約書

- (1) 敷地・建物の使用にあたっては、全居住者が快適な共同生活を維持できるよう良好な環境の維持向上に努めます。
- (2) 入居後、暴力団員又はそれらの準構成員である事が判明した場合は、契約を即時解除し退去致します。
- (3) のぞき行為等の公序良俗に反する行為、犯罪等をおこした場合、即時契約を解除し退去致します。
- (4) 無断で賃料等を1ヶ月以上滞納した場合は、強制退去させられても一切異議申し立ては致しません。
(民法第419条の規定による遅延損害金を請求する場合があります。)
- (5) 敷金を以って、賃料等への充当の要求は致しません。
- (6) 定額の公共料金をお支払いの方に関しまして、一般的な常識の範囲を超える量を使用してはならない。(利用量が著しく多い場合、貸主は証憑を提示し、借主は別途追加料金を支払うものとする。)
- (7) 爆発物や危険物の持込み及び貯蔵は一切致しません。
- (8) ペットの飼育は、絶対に致しません。判明した場合は即時契約を解除し退去致します。
- (9) 契約書に記載された入居者以外は、一時貸し・留守番等いかなる名目をもって絶対に入居致しません。
- (10) 建物の周辺において、自動車、オートバイ、自転車の路上駐車は来訪者についても致しません。
- (11) 深夜・早朝の談笑や奇声及びステレオ・テレビ等による騒音は慎み、他の居住者や近隣住民に迷惑をかけないように致します。
- (12) パルコニー、廊下等からタバコの吸殻・ゴミ・空き缶・空き瓶等を絶対捨てたり致しません。又、バルコニーの手すりの上に植木鉢等落下の恐れのあるものは置きません。
- (13) 自転車・原付は申請し許可を頂いた車輛のみ駐輪場に置きます。許可を頂いていない自転車・原付及び駐輪場以外の場所に置いた場合は、撤去されても一切異議申し立ては致しません。
- (14) ゴミは、ポリ袋に入れて必ず所定の場所に出します。
- (15) 知人・友人等訪問者については、他の居住者及び近隣住民に一切迷惑をかけません。
- (16) 知人・友人等訪問者が共有部分、付帯設備又は近隣の住宅、住民に損害を与えた場合は賠償致します。
- (17) 廊下・階段等共有部分には、ゴミや私物等を一切置きません。
- (18) 賃貸借契約書・誓約書・物件の掲示板の記載事項を厳守致します。
- (19) 入居後の電球・水道パッキン等、消耗品については借主の負担で交換致します。
- (20) 入居の際に受け取った「ご利用上の注意点」を遵守いたします。
- (21) 駐車を契約し使用する場合、徐行の上入出庫するものとし時間の長短を問わずにアイドリングは致しません。近隣より苦情が相次ぎ契約の継続が不可能な場合は契約を解除致します。
- (22) 近隣住宅及び住民に損害を与えた場合は責任をもって賠償致します。
- (23) 過激な宗教団体の組織又は組織の一員である事が判明した場合は、契約を即時解除し、退去致します。

私は◆ _____ 号室に入居するに際し、
上記の条項を遵守することを誓約致します。

年 月 日

契約法人

印

入居者

印

誓約書

- (1) 敷地・建物の使用にあたっては、全居住者が快適な共同生活を維持できるよう良好な環境の維持向上に努めます。
- (2) 入居後、暴力団員又はそれらの準構成員である事が判明した場合は、契約を即時解除し退去致します。
- (3) のぞき行為等の公序良俗に反する行為、犯罪等をおこした場合、即時契約を解除し退去致します。
- (4) 無断で賃料等を1ヶ月以上滞納した場合は、強制退去させられても一切異議申し立ては致しません。
(民法第419条の規定による遅延損害金を請求する場合があります。)
- (5) 敷金を以って、賃料等への充当の要求は致しません。
- (6) 定額の公共料金をお支払いの方に関しまして、一般的な常識の範囲を超える量を使用してはならない。
(利用量が著しく多い場合、貸主は証憑を提示し、借主は別途追加料金を支払うものとする。)
- (7) 爆発物や危険物の持込み及び貯蔵は一切致しません。
- (8) ペットの飼育は、絶対に致しません。判明した場合は即時契約を解除し退去致します。
- (9) 契約書に記載された入居者以外は、一時貸し・留守番等いかなる名目をもっても絶対に入居致しません。
- (10) 建物の周辺において、自動車、オートバイ、自転車の路上駐車は来訪者についても致しません。
- (11) 深夜・早朝の談笑や奇声及びステレオ・テレビ等による騒音は慎み、他の居住者や近隣住民に迷惑をかけないように致します。
- (12) バルコニー、廊下等からタバコの吸殻・ゴミ・空き缶・空き瓶等を絶対捨てたり致しません。又、バルコニーの手すりの上に植木鉢等落下の恐れのあるものは置きません。
- (13) 自転車・原付は申請し許可を頂いた車輛のみ駐輪場に置きます。許可を頂いていない自転車・原付及び駐輪場以外の場所に置いた場合は、撤去されても一切異議申し立ては致しません。
- (14) ゴミは、ポリ袋に入れて必ず所定の場所に出します。
- (15) 知人・友人等訪問者については、他の居住者及び近隣住民に一切迷惑をかけません。
- (16) 知人・友人等訪問者が共有部分、付帯設備又は近隣の住宅、住民に損害を与えた場合は賠償致します。
- (17) 廊下・階段等共有部分には、ゴミや私物等を一切置きません。
- (18) 賃貸借契約書・誓約書・物件の掲示板の記載事項を厳守致します。
- (19) 入居後の電球・水道パッキン等、消耗品については借主の負担で交換致します。
- (20) 入居の際に受け取った「ご利用上の注意点」を遵守いたします。
- (21) 駐車を契約し使用する場合、徐行の上入出庫するものとし時間の長短を問わずにアイドリングは致しません。近隣より苦情が相次ぎ契約の継続が不可能な場合は契約を解除致します。
- (22) 近隣住宅及び住民に損害を与えた場合は責任をもって賠償致します。
- (23) 過激な宗教団体の組織又は組織の一員である事が判明した場合は、契約を即時解除し、退去致します。

私は◆ _____ 号室に入居するに際し、
上記の条項を遵守することを誓約致します。

年 月 日

契約法人

印

入居者

印